

立候補年齢引き下げ訴訟 弁護団声明

2025年10月24日、東京地方裁判所民事第二部（裁判長品田幸男・衣斐瑞穂裁判長代読）は、被選挙権年齢を25歳または30歳以上と定める公職選挙法10条1項の規定につき被選挙権の侵害（憲法15条1項違反）・年齢を理由とする差別的取扱い（憲法14条・44条違反）等に当たるとして、国に対し国家賠償等を求めた「被選挙権年齢引き下げ訴訟」において、原告らの請求を却下・棄却する判決（以下「本判決」）を言い渡した。

本判決は、被選挙権が重要な基本的人権であると認めつつも、その年齢要件の設定は国会の合理的裁量に委ねられており、現行の法定年齢はその裁量権の限界を超えるものではないとした。また、社会経験と年齢には比例関係があり、これを否定する科学的根拠はないとして、社会経験に基づく思慮分別を考慮して選挙権年齢より被選挙権年齢を高く設定することには合理性があると判断した。

原告らは、本訴訟において被選挙権が18歳以上のすべての国民に保障された基本的人権であること、立法府に無限定の自由裁量は認められないこと、25歳・30歳という制限には合理的根拠がないこと等を、国内外の議論状況、専門家による意見書、国民意識に関する実証研究等に基づき多角的に主張・立証してきた。しかし、本判決は立法裁量を理由に原告らの主張に正面から応答することなく請求を全面的に退けた。

原告らが訴えた「成人し選挙権を持つ若者に被選挙権を認めないことがなぜ正当化されるのか」という問いは、国民主権というこの国の根幹にかかわる問題である。本判決が、この問いに真摯に向き合わなかったことは極めて遺憾であり、本日、本判決に対して控訴した。

本訴訟は、2023年7月の提訴以来、この取り組みに賛同する多くの若者をはじめとする市民たちの協力によって支えられてきた。傍聴席が若者で埋め尽くされるなど、裁判所では異例の光景も見られ、メディアでも大きく取り上げられた。ここに改めて、関心を寄せ行動を共にしてくださったすべての方々に心より感謝申し上げたい。

私たちは、被選挙権年齢の引き下げ実現を目指し、若者の声が政治と社会に反映されることを願うすべての人々と連携し、控訴審での審理に臨み闘い抜く決意である。

2025年（令和7年）11月6日

立候補年齢を
引き下げるための
プロジェクト

LEDGE

「立候補年齢引き下げ訴訟」弁護団

弁護士	戸田	善恭
弁護士	井桁	大介
弁護士	谷口	太規
弁護士	亀石	倫子
弁護士	西	愛礼
弁護士	向井	佑里